福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事監理業務委託仕様書

第１章　総則

1.1 業務の目的

本業務は、市原市（以下「本市」という）の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）である福増クリーンセンター第二工場における、基幹改良工事の内容について審査等を行い、工事が円滑に実施されるよう設計監理及び品質、工程、安全管理等の施工監理を行うものである。

1.2　業務の名称

福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事監理業務委託

1.3　業務期間　【3ヵ年継続事業】

着手：　契約日の翌日

完了：　平成29年　3月31日　（金曜日）

1.4　仕様書の適用

本業務は、本仕様書のほか、「福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事に係る契約図書及び設計図書」、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課作成の「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（ごみ焼却施設編）」に基づいて実施しなければならない。

1.5　法令等の遵守

本業務を実施するにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめ、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.6　施設概要

(1)施　設　名：市原市福増クリーンセンター第二工場

(2)所　在　地：市原市福増 124 番地の 2

(3)炉　形　式：全連続燃焼式焼却炉（流動床式）

(4)処理能力：220t/日（110t/24h×2 基）

(5)竣工年月：平成 6 年 10 月

1.7　資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し業務に利用できる資料はこれを貸与する。貸与を受ける場合は、本市の承諾を得るものとする。

1.8　監理業務の基本原則

本業務は、以下の基本原則により行うものとする。

(1)設計監理及び施工監理は、発注者、受託者の共同管理とし、発注者が定める監督職員の補助業務とする。

(2)受託者は、工事の問題点を把握し、発注者に対して適切な技術的助言を行うものとする。

(3)受託者は、工事現場に臨むにあたり、発注者の意を体現して厳正に工事を監理するものとする。

(4)工事期間中、受託者は常に工事全般に係る疑義に応じられるよう、工事現場並びに設計図書に精通し、工事の進捗を促進するものとする。

(5)受託者は、工事請負者への指示事項は全て書面で行うこととし、発注者に速やかに報告するものとする。

(6)受託者は、工事請負者に対し、工事中及び工事竣工後において、工事目的物の機能が本来の目的を充分果たしうるように円滑な指導を行うものとする。

(7)受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めるものとする。

1.9　監理体制

受託者は、必要な知識・技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。受託者の配置技術者、資格及び勤務条件は、以下のとおりとする。

(1)配置技術者

①監理技術者（主任技術者）

※監理技術者は、機械設備担当者を兼ねるものとする。

②電気技術者

③建築技術者

なお、各配置技術者の下に副担当者を配置することができる。

(2)資格要件

①監理技術者(主任技術者)

・技術士法に定める技術士で、衛生工学部門(廃棄物管理)の資格を有するもの又は RCCM(廃棄物)の資格を有するものであり、かつ一般廃棄物焼却施設(流動床式炉)の新設又は基幹改良の工事監理実績を有するもの。

②電気技術者

・第三種以上の電気主任技術者又は 1 級電気工事施工管理技士の資格を有するもの。

③建築技術者

・一級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有するもの

1.10　業務分担

受託者と発注者の定める監督職員の業務分担は別紙に基づくものとする。

(1)立会い及び作成

・工事が設計図書の内容どおりに施工されているかについて立会い確認すること及び書類を作成すること。

(2)調査

・監督職員の承諾、確認、手続きを必要とする事項について、あらかじめ設計図書等と照合し、内容が適正であるかについて調べること。

(3)報告

・立会い及び作成を行った事項及び調査を行った事項について、監督職員に対し、書面で報告すること。

(4)確認

・受託者が立会い及び作成、調査、報告した事項に対し、確認すること。

(5)手続き

・受託者及び監督職員が作成、確認した書類のうち、必要なものについて手続きを行うこと。

1.11　提出書類

受託者は、本市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(1)着手時

①着手届

②工程表

③主任技術者届及び経歴書

④その他監督職員が指示するもの

(2)業務期間中

①業務実施計画書

・受託者は契約後速やかに業務実施計画書を作成し、監督職員に提出の上承認を得るものとする。業務実施計画書は、業務実施方針、業務内容、工程表、担当技術者、その他必要な事項について記載するものとする。

なお、本業務の遂行上、工程に変更を生じた場合、受託者は直ちに変更工程表を提出し、本市と協議の上、承認を受けなければならない。

②監理業務日報

・受託者は打合せ、立会い及び協議の都度、その内容について監理業務日報を作成して監督職員の確認を受けるものとする。また、本業務の完了後速やかに製本し提出するものとする。

③履行報告書･監理業務月報

・受託者は、当該月に実施した業務について監理業務月報を作成し、履行報告書(発注者が指定する書式)に添付して提出するものとする。

④定例及び一般打合せ議事録

⑤性能試験及び竣工検査記録簿及び報告書

⑥その他、監督職員が指示するもの

(3)完了時

①監理業務報告書

・年度毎に作成し、2 部提出すること。

・監理業務報告の内容を記録した媒体(CD-R)を提出すること。

②業務完了報告書

③完了払請求書

④その他監督職員が指示するもの

1.12　現場監理事務所の貸与

工事請負者が用意する現場監理事務所の一部を使用できるものとする。

1.13　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、監督職員と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

1.14　軽微な変更

業務内容の軽微な変更については、受託者は監督職員の指示により作業を進めること。この場合、委託契約書の規定に関らず「契約金額」及び「履行期限」の変更はしないものとする。

1.15　秘密の保持

受注者は、本業務の実施に関して知り得た発注者及び工事請負者の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

1.16　再委託の禁止

受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、業務の一部について協力会社の協力を求めることができるものとする。

第２章　業務内容

2.1　設計監理

本業務は、工事請負者が作成した実施設計図書を審査し、以下のとおり実施するものとする。

(1)業務の実施にあたり、諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

(2)福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事発注仕様書の内容のとおり、実施設計図書の作成を指導し審査すること。

(3)実施設計図書の審査にあたっては、発注者の意図するところを実施設計に反映するよう指導し審査すること。審査する実施設計図書は以下のとおりとする。

①機械設備関係実施設計図書（設計計算書含む）

②電気計装設備関係実施設計図書（設計計算書含む）

③建築関係実施設計図書

(4)工事施工に関する諸官庁への申請、届出等における許認可に関する申請図書を審査すること。

(5)その他実施設計監理に必要な業務

①本工事は、循環型社会形成推進交付金事業として実施するため、発注者に対し、本工事に係る交付金申請、実績報告等に関する助言を行うこと。

②工事受注者に対し、会計検査を想定した各種図書、資料等の作成を指示し、円滑な事業の遂行に努めること。

③設計協議の開催においては、監督職員の立会いの上で行うものとし、工事受注者に改善指示事項を的確に指示すること。なお、監理技術者は必ず出席するものとし、会議結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存すること。

2.2　施工監理

本業務は、現場工事着手後の機械設備、電気計装設備、建築設備、試運転及び性能試験立会い、竣工検査までの施工監理とする。

なお、本業務は重点監理とする。

(1)各種承諾図書審査

・工事受注者から提出される各種承諾図書に関する審査を行うこと。なお、審査内容、結果については、その都度発注者に報告し、記録を整理して提出すること。

(2)工事監理

①工事受注者が作成した施工計画、工程について、審査及び助言を行うこと。

②現場の作業方法、仮設方法及び工事用機械器具等の確認及び報告を行うこと。

③材料及び製品検査の立会いを行うこと。

④施工及び施工検査の立会いを行うこと。

⑤工事の安全性、災害及び公害防止に関して、工事受注者に指導を行うこと。

⑥定例会議を監督職員の立会いの上で行うものとし、工事受注者に改善指示事項を的確に指示すること。なお、監理技術者は定例会議に必ず出席するものとし、会議結果及び改善指示事項は、必ず記録し保存すること。

(3)工場検査立会い

・本工事における主要機器について、発注者、工事受注者と協議の上、必要に応じて工場検査の立会いを行うこと。

(4)試運転立会い審査

・本工事における試運転に立会い、審査を行うこと。

(5)引渡し性能試験等の審査

・本工事における予備性能試験及び引渡し性能試験等に立会い、審査を行うこと。

(6)出来高審査

・年度毎に本工事における出来高審査を行うこと。

(7)検査立会い

・本市が実施する出来高検査、完成検査等の各種検査に立会うこと。

(8)その他必用な業務

別紙

業務分担表　施工監理(1/2)

業務区分	受託者			監督職員				備考
	立会い及び作成	調査	報告	立会い及び作成	調査	確認	手続き	
工事請負関係書類						○	○	
工事工程表		○	○			○		
工事監理日報	○		○			○		
履行報告書	○		○			○		
設計打合せ議事録	○		○			○		
基本設計図書審査		○	○			○		
実施設計図書審査		○	○			○		
交付金申請書審査		○	○			○		
関係官庁への申請･届出等審査		○	○			○	○	
改善･指摘報告書（実施設計審査等）	○		○			○	○	
施工計画書審査		○	○			○		
承認図審査		○	○			○		
施工図審査		○	○			○		
施工要領書審査		○	○			○		
工事打合せ議事録	○		○			○		
材料検査	○	○	○	○	○	○		必要に応じて監督職員が立会う
品質管理調書		○			○	○		
品質管理検査	○			○		○		
施工検査	○		○	○		○		
重点検査･試験	○		○	○		○		
施工立会い	○		○	○		○		
施工検査報告書	○		○			○		
重点検査報告書	○		○	○		○		
工場検査書類審査		○	○			○		
改善･指摘報告書	○		○			○	○	
設計変更等報告		○	○			○	○	

別紙

業務分担表 施工監理(2/2)

業務区分	受託者			監督職員				備考
	立会い及び作成	調査	報告	立会い及び作成	調査	確認	手続き	
出来高報告		○	○			○		
緊急処理					○	○	○	
解体材、発生材処理					○	○		
性能試験要領書審査		○	○			○		
取扱説明書審査		○	○			○		
試運転報告書審査		○	○			○		
工事目的物の損害等					○	○		
竣工図書審査		○	○		○	○		
実績報告書審査		○	○		○	○		

参考

福増クリーンセンター第二工場基幹改良工事　施工予定

【初年度】

◎燃焼設備

●(B 系)散気ノズル更新

●(B 系)不燃物取出コンベヤ更新

●(B 系)振動篩更新

●(B 系)砂循環コンベヤ更新

●(B 系)砂投入弁更新

●(B 系)助燃バーナー補修

◎燃焼ガス冷却設備

●(B 系)ボイラダストコンベヤ更新

●(B)ボイラ二重ダンパ更新

●(B 系)スートブロワ更新

◎排ガス処理設備

●(B 系)集塵装置更新

●(B 系)減温塔補修

●(B 系)灰排出機更新

●(B 系)灰排出機二重ダンパ更新

◎通風設備

●(B 系)一次押込送風機更新

●(B 系)一次押込ブロワ更新

●(B 系)二次押込送風機補修

●(B 系)誘引通風機更新

●(B 系)煙道補修

◎灰出し設備

●(共通)No1 不燃物搬送コンベヤ更新

●(共通)No2 不燃物搬送コンベヤ更新

●(共通)No4 不燃物搬送コンベヤ更新

●(共通)No2 ダスト搬送コンベヤ更新

●(共通)No3 ダスト搬送コンベヤ更新

●(共通)No1 養生コンベヤ更新

●(共通)No2 養生コンベヤ更新

●(共通)灰ピット排風機更新

◎雑設備

●(共通)自動窓拭き装置更新

●(共通)計装用空気圧縮機更新

●(共通)雑用空気圧縮機更新

【次年度】

◎受入供給設備

●(共通)ごみクレーン更新

◎燃焼設備

●(A･B 系)給塵装置更新

●(B 系)焼却炉補修

◎燃焼ガス冷却設備

●(A 系)廃熱ボイラ補修

●(共通)脱気器更新

●(共通)脱気器給水ポンプ更新

●(共通)ボイラ給水ポンプ更新

●(共通)純水装置更新

◎排ガス処理設備

●(共通)消石灰定量供給装置更新

●(共通)減温水ポンプ更新

◎余熱利用設備

●(共通)蒸気タービン更新

●(共通)低圧復水器更新

◎灰出し設備

●(共通)No3 不燃物搬送コンベヤ更新

●(共通)磁選機更新

●(共通)No1 ダスト搬送コンベヤ更新

●(共通)捕集灰集塵装置更新

●(共通)捕集灰搬送装置更新

◎電気設備

●(共通)蒸気タービン発電機更新

●(共通)受変電設備更新

◎計装設備

●(共通)総合計装システム更新

●(共通)計装機器類更新

◎建築･建築設備

●(共通)復水器室改造

【最終年度】

◎燃焼設備

●(A 系)焼却炉補修

●(A 系)散気ノズル更新

●(A 系)不燃物取出コンベヤ更新

●(A 系)振動篩更新

●(A 系)砂循環コンベヤ更新

●(A 系)砂投入弁更新

●(A 系)助燃バーナー補修

◎燃焼ガス冷却設備

●(A 系)廃熱ボイラ補修

●(A 系)ボイラダストコンベヤ更新

●(A 系)ボイラ二重ダンパ更新

●(A 系)スートブロワ更新

◎排ガス処理設備

●(A 系)集塵装置更新

●(A 系)減温塔補修

●(A 系)灰排出機更新

●(A 系)灰排出機二重ダンパ更新

◎通風設備

●(A 系)一次押込送風機更新

●(A 系)一次押込ブロワ更新

●(A 系)二次押込送風機補修

●(A 系)誘引通風機更新

●(A 系)煙道補修

◎灰出し設備

●(共通)混錬成形機更新

●(共通)灰クレーン更新

◎計装設備

●(共通)HCL-ばいじん計更新

◎建築・建築設備

●(共通)外壁塗装

●(共通)屋根防水

●(共通)場内照明設備更新

●(共通)場内空調設備更新

●(共通)場内換気設備更新